

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで
私たち夫婦は、国民年金保険料の納付は義務であると思い、必ず納めてきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和55年12月5日にA県B村（現在は、C市）からD県E町（現在は、F市）に転居していることが、戸籍の附票により確認できるところ、E町の国民年金被保険者名簿では、住所変更年月日が「55年12月5日」と記載されているほか、特殊台帳には、申立期間中の56年2月17日に申立人の国民年金被保険者台帳がG社会保険事務所（当時）からH社会保険事務所（当時）に移管されたことが記載されていることから、申立期間に係る住所変更手続を遅滞無く行ったことが確認できる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和53年8月から現在までの国民年金保険料を全て納付しており、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も、申立期間を除き、国民年金被保険者期間の保険料を全て納付していることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで
私たち夫婦は、国民年金保険料の納付は義務であると思い、必ず納めてきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和55年12月5日にA県B村（現在は、C市）からD県E町（現在は、F市）に転居していることが、戸籍の附票により確認できるところ、E町の国民年金被保険者名簿では、住所変更年月日が「55年12月5日」と記載されているほか、特殊台帳には、申立期間中の56年2月17日に申立人の国民年金被保険者台帳がG社会保険事務所（当時）からH社会保険事務所（当時）に移管されたことが記載されていることから、申立期間に係る住所変更手続を遅滞無く行ったことが確認できる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻も、申立期間を除き、現在までの国民年金被保険者期間の保険料を全て納付していることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成4年2月1日に、B社における資格喪失日に係る記録を10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、4年1月は34万円、10年6月は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月21日から同年2月1日まで
② 平成10年6月21日から同年7月1日まで

私は、A社に入社して以降、関連会社を含め平成12年3月21日まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間において勤務形態等の変更は無く、給与も支給されていたので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳、元同僚から提出された給与支払明細書及び複数の元同僚の供述により、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し(申立期間①はA社からC社に異動、申立期間②はB社からD社に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の加入記録並びに申立人及び元同僚の供述から判断すると、申立期間①は平成4年2月1日、申立期間②は10年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社における社会保険事務所(当時)の記録から、申立期間①は34万円、申立期間②は50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料は無いとしているが、申立期間①及び②に係る申立人の雇用保険の離職日は、それぞれ平成4年1月20日及び10年6月20日と記録され、厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）と符合しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が資格喪失に係る日を同様に誤ることは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る4年1月及び10年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社本社における申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与振込口座の預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間においてA社本社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、複数の元同僚が所持する賞与明細書から、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、上記預金通帳の振込額から試算した申立人の社会保険料控除額等は、B区から提出された申立人に係る平成15年の住民税賦課資料に記載されている社会保険料控除額等とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の振込額及び上記住民税賦課資料の社会保険料控除額から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年9月から16年10月までは36万円、同年11月は41万円、同年12月及び17年1月は38万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月から同年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は38万円、18年1月及び同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は34万円、同年5月は38万円、同年6月から同年8月までは36万円、同年9月から同年12月までは30万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年1月1日から19年1月1日まで

私は、A社に平成3年2月1日から勤務しているが、その期間の中で、12年1月から18年12月までの標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与支払明細書を提出するので、調査の上、控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出されたA社の給与支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成15年9月から16年10月までは36万円、同年11月は41万円、同年12月及び17年1月は38万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月から同年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は38万円、18年1月及び同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は34万円、同年5月は38万円、同年6月から同年8月までは36万円、同年9月から同年12月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料は無いとしているが、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年1月1日から15年9月1日までの期間については、上記給与支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を越えないことから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月12日は21万8,000円、同年12月16日及び18年8月11日は22万8,000円、同年12月15日は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年8月11日
④ 平成18年12月15日

私は、平成16年7月から19年6月までA社に勤務したが、この間、支給された賞与のうち申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書並びに平成17年及び18年賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成17年8月12日は21万8,000円、同年12月16日及び18年8月11日は22万8,000円、同年12月15日は23万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は25万8,000円、18年7月14日は31万3,000円、同年12月15日は30万円、19年7月13日は28万7,000円、同年12月14日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月13日
⑤ 平成19年12月14日

私が、A社に勤務していた期間に支給された申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人が申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、平成17年12月16日は25万8,000円、18年7月14日は31万3,000円、同年12月15日は30万円、19年7月13日は28万7,000円、同年12月14日は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主からは回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月31日

私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に賞与支払届を提出しているものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から25万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は8万円、申立期間③は11万円、申立期間④は17万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人の申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、賞与支給明細書を所持している複数の元同僚は、「申立期間当時の会社の経営状況は良くはなかったが、正社員は、全員に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の銀行の普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳により確認できる賞与振込額並びに元同僚の賞与支給明細書により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は8万円、申立期間③は11万円、申立期間④は17万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は38万円、申立期間②は39万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月26日

私は、申立期間にA社に勤務しており、平成15年夏季賞与と同年冬季賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA社に係る「2003年夏季賞与明細書」、申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された資料「2003夏支給控除」及び元事業主等の供述により、申立人は、申立期間①において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が所持するA社に係る「2003年冬季賞与明細書」、申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された資料「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」及び元事業主等の供述により、申立人に対する平成15年冬季賞与は39万3,000円であり、当該賞与に係る厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人が所持する預金通帳により、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から振り込まれたことが確認できるところ、当該振込額は、「2003年冬季賞与明細書」の総支給額から社会保険料等を控除した額の差引支給額及び破産管財人から提出された「配当通知書」の配当金額と符合している。

また、複数の元同僚においても、申立人と同様に、申立期間②に係る賞与が破産管財人から振り込まれたことが確認できることから、A社において当該賞与は、申立期間②に支給されるものであったが、当時、未払いとなっていたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、39万3,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、「社会保険に係る関係資料は所在が不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年9月1日、資格喪失日は20年8月28日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和19年9月から同年11月までは20円、同年12月から20年5月までは30円、同年6月及び同年7月は40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年8月28日まで

私は、昭和19年3月にB(地名)の学校を卒業し、同年6月10日にC社に入社した後、同年9月1日から終戦後の20年8月28日まで、工場疎開した転勤先のA社で兵器の部品製造工として勤務していた。

しかし、昭和19年6月10日から同年9月1日までの年金記録は、既に年金事務所で記録を訂正してもらっているが、申立期間の年金記録が欠落しているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容等に係る具体的な供述から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、厚生年金保険の記号番号欄が空欄となっている者の記録が確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿において、当該者を含む56人の厚生年金保険の記号番号欄が空欄であることが確認できるところ、D年金事務所は、「56人の被保険者名簿の厚生年金保険の記号番号欄が空欄である理由は不明。」と回答しており、E事務センター記録審査グループは、「学徒勤労働員であった可能性があるが、当該名簿にその旨の表記や記載が無いため、学徒勤労働員であ

ったかは不明。」と回答しているが、上記 56 人の中には、明らかに学徒勤労働員には該当しないと考えられる明治及び大正生まれの被保険者が多数含まれていることが確認できる。

加えて、A社の前任地である申立人のF社に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は、平成 19 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、資格喪失の理由が「転勤」と記録されていることが確認できることから、当該厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 8 月 28 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 19 年 9 月から同年 11 月までは 20 円、同年 12 月から 20 年 5 月までは 30 円、同年 6 月及び同年 7 月は 40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を9万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、平成8年10月から18年7月までA社に勤務していた。この間に支給された賞与のうち、17年12月2日支給の賞与について、標準賞与額の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び申立人が所持する銀行の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書及び預金取引明細表により推認できる賞与額及び保険料控除額から、9万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和50年4月1日）及び資格取得日（昭和51年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和50年4月から同年8月までは8万円、同年9月から51年9月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から51年10月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社C支店に入社し、52年3月14日に退職するまで同社C支店に継続して勤務した。申立期間の同社における厚生年金基金の加入員資格記録はあるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年4月1日から52年3月15日まで、A社C支店にパート社員として勤務していた。」と述べているところ、B社から提出された回答書及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立期間当時、臨時従業員及び臨時パートであっても厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、申立人と同様にパート社員としてA社C支店に勤務していたとする元同僚においては、同人の供述及び同人に係る被保険者原票により、入社当時から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人が所持する企業年金連合会の「老齢年金裁定請求書」、同連合会から提出された申立人の「中脱記録照会（回答）」及びD企業年金基金か

ら提出された申立人のE厚生年金基金（当時）における「異動履歴」により、申立人は、申立期間において当該厚生年金基金に加入していることが確認できる上、A社C支店において社会保険事務を担当していた申立期間当時の総務課長は、「厚生年金保険料を控除せず、厚生年金基金の掛金だけを給与から控除することは事務手続上、考えられない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の「中脱記録照会（回答）」及び「異動履歴」の記録から、昭和50年4月から同年8月までは8万円、同年9月から51年9月までは3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成4年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月21日から5年4月21日まで

私は、平成4年9月1日にA社に入社し、同年12月21日に正社員となり、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また、同社を継承したB社C支店を退職したときに申立期間の保険料を返還された記憶があるが、返還された保険料は会社に返却するので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職期間証明書により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、申立人は、「B社C支店を平成13年10月31日に退職したときに、申立期間の厚生年金保険料を返還された記憶がある。」と述べているが、申立人は申立期間に係る保険料の返還を受けたことを明らかにする資料等を保有していない上、このことについて、B社は、「当時の資料が無く、不明である。」と回答しており、ほかに申立人に申立期間に係る保険料が返還されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「不明。」と回答しているが、A社が加入していたD厚生年金基金（当時）における申立人の加入員資格取得日、E健康保険組合（現在は、F健康保険組合）における申立人の被保険者資格取得日及びオンライン記録における申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日がいずれも同日となっており、当該厚生年金基金、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）のいずれもが誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成5年4月21日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで

私は、昭和45年6月1日にA協会に就職し、46年10月1日に同協会の事業の一部を分離独立する形で発足したB社に引き続き勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることに納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間について、B社設立時の事業主の回答及び申立人と同時期にA協会からB社に移籍したとする複数の元同僚の供述内容から判断すると、申立人が当該期間にA協会に勤務していたことが認められる。

また、上述の事業主及び複数の元同僚は、当該期間においても勤務状況に変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた旨供述している。

さらに、上述の元同僚のうち一人は、給料支払明細書を所持しており、当該明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA協会における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履歴事項全部証明書によると、A協会は既に解散していることが確認できる上、当時の事業主は死亡しており、これらについて確認することはできないが、事業主が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の加入記録、B社設立時の事業主の回答及び申立人と同時期にA協会からB社に移籍したとする複数の元同僚の供述内容から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上述の事業主及び複数の元同僚は、当該期間においても勤務状況に変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた旨供述している。

さらに、上述の元同僚のうち一人は、給料支払明細書を所持しており、当該給料明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は、昭和46年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用

事業所としての記録が無い。

しかし、商業・法人登記簿謄本により、B社は、昭和46年10月1日に設立されていることが確認できる上、同社における雇用保険の加入記録により、同日付けで被保険者資格を取得している者が、申立人を含めて5人以上確認できることから、同社は、同日において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「不明。」と回答しているが、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年8月までの期間及び58年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から54年8月まで
② 昭和58年5月

私は、昭和54年9月にA(国名)に行き、帰国後の62年頃に母がB区役所で私の国民年金の加入手続をし、申立期間に係る国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者に係る被保険者資格取得日から、昭和62年12月頃に行われたと推認でき、当該加入手続時点では、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の母親は当該期間の保険料を納付できなかったと考えられる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から同年12月まで

私は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していない会社で働いていたため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、一つ目の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成4年5月20日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人は同年*月に20歳に到達していることから、この頃に加入手続を行い、国民年金被保険者資格を取得したと推認される。

一方、オンライン記録では、国民年金の被保険者資格を平成5年2月1日に喪失したことが確認できる上、申立期間において被保険者資格を再取得した記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、二つ目のB市で払い出された国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の第3号被保険者の資格取得処理日から、平成7年4月頃に払い出されたものと推認されるが、申立人は、当該記号番号において、同年3月に国民年金被保険者資格を取得していたことがオンライン記録で確認できることから、当該払出時点では、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間について、国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の処理がされたのは、一つ目の国民年金手帳記号番号が、基礎年金番号とされている二つ目の国民年金手帳記号番号に統合された平成10年4月より後の同年7

月 10 日付けであることがオンライン記録により確認でき、当該時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間であった上、当該時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索の調査の結果、ほかに別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことは確認できない。

また、申立人から調査の協力を得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）の存在も確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年5月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から43年5月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

私は、夫から、国民年金を掛けていると将来助かるということで加入を勧められ、昭和41年7月頃にA区のB（地名）にあった区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、同出張所で申立期間①の国民年金保険料を納付した。A区を転出した後の納付場所の記憶は定かではないが、申立期間②の保険料についても納付したはずである。

自分の性格からしても、国民年金に加入後は1か月の未納も無く国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間①及び②について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年7月頃にA区のB（地名）にあった区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、同出張所で申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和45年5月29日に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日及び申立人の所持する国民年金手帳に記載された当該手帳の発行日により、申立人の国民年金の加入手続きは同年8月頃に同市において行われたことが推認されるほか、A区役所出張所において国民年金保険料の収納が開始されたのは53年4月からであり、申立期間①当時に同出張所では保険料を納付することはできないなど、申立人の主張と相違

している。

また、申立期間①については、オンライン記録において、平成 12 年 11 月 20 日に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者記録が追加処理されたことにより国民年金の被保険者期間となっていることが確認できることから、被保険者記録が追加されるまで、国民年金の未加入期間であり、申立期間①当時に申立人が国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 45 年 8 月時点において、当該期間の国民年金保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、申立人は「保険料をまとめて納付したことや遡って納付したことはない。」と述べている。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から53年5月まで

私の妻は、結婚直後、私の父から私の国民年金について、「昭和53年6月頃にA区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付で納付した。」と聞いていたので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付した時期や金額は不明だが、結婚直後に妻が父から、特例納付にて一括で納付したことを聞いていて、当時の状況は妻が証言できる。」と主張しているところ、申立人の妻は、「結婚後間もない頃に、夫の実家で義理の父から、昭和53年6月頃に、義理の父がA区役所で夫の国民年金の加入手続を行い、第3回特例納付制度を利用し、申立期間の夫の国民年金保険料を一括で納付したと聞き、そのときに、領収証書も見せてもらった。」と証言しているが、オンライン記録により、申立人は、同年6月13日に任意加入被保険者として初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日前の申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、遡って国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立人の父が所持していた預金通帳の写し及び当時のメモを申立期間の国民年金保険料を特例納付した資料として提出しており、当該

資料の一部には「国民年金」の記載が確認できるものの、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる記載は無く、その記録内容及び記載内容のみから、申立人の父が申立期間の保険料を、特例納付制度を利用し納付していたものと推認することは困難である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月 6 日から 52 年 6 月 1 日まで
② 昭和 52 年 9 月 13 日から 53 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社を退職後、間を空けずにB社に入社したが、B社での厚生年金保険の被保険者記録が3か月しかないので訂正してほしい。また、B社を退職後、C社に入社したのは昭和53年5月1日であるので、調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、B社は、昭和52年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同年9月13日には適用事業所ではなくなっており、当該期間は、同社が適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本により、B社は、昭和59年12月2日に解散している上、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、同社に係る貸金台帳等の所在は不明であることから、同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に昭和52年6月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元同僚に照会したが、申立人が同社に入社した時期を覚えている者はいない上、申立期間①において、厚生年金保険料が給与から控除されていた旨供述した者はいない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間にB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間②は、上記のとおりB社は既に適用事業所ではなくなっている上、上記の原票において、申立人と同様に昭和52年9月13日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の元同僚に照会したが、当該期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていた旨供述した者はいない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和53年11月1日にC社で雇用保険の被保険者資格を取得し、平成2年10月31日に退職しており、当該記録はオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、申立期間③にC社で勤務していた複数の元同僚は、申立人がC社に入社した時期は分からない旨供述している。

さらに、オンライン記録により、C社は、平成6年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間③当時の代表取締役は、「申立人が申立期間③に勤務していたか否かを証明できる人事記録等の資料は無い。勤務していたとしても給与から厚生年金保険料を控除していたことを証明できる資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 1 月 1 日から 7 年 3 月 17 日まで
② 平成 7 年 3 月 17 日から同年 4 月 1 日まで
③ 平成 7 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私が代表取締役としてA社を経営していた期間のうち、申立期間①及び③については厚生年金保険の標準報酬月額が過去に遡って低い額に訂正されているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②については、私は国民年金保険料を納付しているが、同社は、当時、厚生年金保険の適用事業所だったはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社（事業所整理番号*）における標準報酬月額は、当初、平成 5 年 1 月から 6 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月から 7 年 2 月までは 47 万円と記録されていたところ、同年 1 月 31 日付けで、遡って 5 年 1 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 7 年 2 月までは 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間①当時、厚生年金保険料の滞納があり、そのことで社会保険事務所（当時）に相談に行き、標準報酬月額の減額訂正の届出を行った。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として

社会保険事務の権限を有し、当該標準報酬月額減額処理に職務上関与していたにもかかわらず、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、上述の商業登記簿謄本により、申立人は、当該期間においてA社（事業所整理番号*）の代表取締役であったことが確認できることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A社は、平成7年3月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は、申立期間②において適用事業所となっていない上、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び健康保険証の回収日は同日となっていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間②の終期にあたる平成7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったA社（事業所整理番号*）に係る「健康保険厚生年金保険新規適用届」の事業主の氏名欄には、申立人の氏名印及び代表者印が確認できるとともに、同年3月17日に、同社（事業所整理番号*）から社会保険事務所に対し健康保険及び厚生年金保険被保険者の資格喪失届が提出された旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

3 申立期間③について、オンライン記録により、申立人のA社（事業所整理番号*）における標準報酬月額は、当初、平成7年8月から同年11月までは30万円と記録されていたところ、同社が適用事業所ではなくなった9年3月21日の後の同年3月24日付けで、遡って9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、上述の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間③において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間③当時、厚生年金保険料の滞納があり、そのことで社会保険事務所に相談に行き、標準報酬月額の減額訂正の届出を行った。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として社会保険事務の権限を有し、当該標準報酬月額の減額処理に職務上関与していたにもかかわらず、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。